

専門日本語教育学会研究倫理規程

1. 目的

本規程は、専門日本語教育学会（以降、本学会）における学術研究の真正性、公益性、信頼性の維持を目的とし、本学会に関わる研究活動上の倫理的な行動指針を定めるものである。

2. 研究者の定義

本規程における「研究者」とは、本学会会則第4条に定めるすべての会員を指す。また、非会員であっても、本学会学会誌への投稿・寄稿、本学会研究討論会における発表、および、質問や討論を行う者は「研究者」に含める。

3. 研究者の責務

(1) 基本的人権の尊重

研究者は、研究に関わる被験者、研究協力者、関係者などの基本的人権を尊重する。

(2) インフォームド・コンセントと個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した個人情報の保護に努める。研究活動の際に、個人の属性や言語行動などの資料を収集する場合は、その行為と資料の活用方法および管理方法について、当該個人から事前、または、事後の承諾を得る。

(3) 不正行為の排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、一切の不正行為を排除しなければならない。不正引用や二重投稿などの不正行為を企画せず、看過せず、不正行為に荷担せず、その発生を未然に防止する。

(4) 研究行動の説明責任

研究者は、自己の責任で、自らの研究業績が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを説明する義務を負う。適正さを証明する手段となる資料、ノート、電子データ、通信記録などの保存と管理も研究者の責任で行わなければならない。提示すべき証拠の不存在も研究倫理に反する行為の結果とみなす。

(5) 共同研究者の管理

研究の主導的立場にある者は、不正行為が行われないように、指揮下にある研究活動を十分に管理する。また、共同研究者が学生など経験の少ない研究者であれば、研究の主導的立場にあるものは、研究成果のみならず、研究者の研究倫理観の養成にも配慮する。

(6) 研究費の適正な使用

研究が、官庁・企業・大学・財団・学会などからの研究費を得てなされた場合は、研究費の助成目的などを尊重し、研究費ごとに定められた条件や使用規則などを遵守する。

(7) ハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、個人の人格を尊重し、性別、思想、信条、国籍、宗教などによる差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用し、被験者や他の研究者などを不当に抑圧するような言動をとらない。

(8) 先行研究業績の尊重

研究者は、他の研究者の研究成果や著作物などの独創性や先行性を尊重しなければならない。盗用、改ざん、引用すべき先行研究の隠蔽など、先行研究に対する不正な取り扱いをせず、公正かつ適切な引用を行う。

(9) 不作為による不適切行為の回避

計画的な意図がない、不注意や過誤による不適切行為であっても、結果的には意図の場合と変わらないことを理解し、不適切行為の回避努力を怠ってはならない。

(10) 真相究明への協力

不幸にも、不適切な研究行動を含んでいることに気づかず、研究業績を公表し、疑義が呈された場合、あるいは後日自ら気づいた場合は、直ちに本学会庶務幹事に報告し、当該研究者は真相究明のための調査活動に協力しなければならない。また、再実験、証拠の提示など、疑義を晴らすための行動を機会に

応じて提供する必要がある。調査に対する非協力は、研究者倫理に著しく違反する行為とみなす。

4. 学会の責務

(1) 審査の公正性

投稿論文の査読、発表の採択などの審査において、審査対象者の属性や審査者と審査対象者との関係が審査の結果に影響を及ぼすことのないよう、本学会は適切な審査基準と手続きを定め、公正に審査を行うことができるように管理する。

(2) 研究倫理遵守の勧奨

学会は、会員が研究倫理を遵守することを勧奨する。研究倫理から逸脱する事例があれば、迅速かつ、適切な処分を行い、研究倫理を遵守する他の会員の研究行動の対外的信頼を損なわないように努める。学会は、不適切と思われる事例の通報を受けた際の事実究明と適切な処分を行うための手続きを定める。その手続きには、再実験、証拠提示、状況説明など、疑惑を晴らすための機会を与えることを含める。また、調査の過程や調査結果などで、対象者や通報者など、関係者の名誉が不当に毀損されないよう、情報を十分に保護しなければならない。

(3) 研究倫理に関する調査のための組織の設置

学会は、3項に示した研究者の責務および、4項に示した学会の責務の「審査の公正性」に関して疑義が生じた場合、直ちに研究倫理委員会を設置し、調査および処分案の作成を依頼する。また、同委員会の独立性を保証しつつ、必要に応じ、調査等に協力する。

(4) 処分の実行

学会は、研究倫理委員会の報告を受け、幹事会の議を経て処分を実行する。

5. 関連する研究倫理関係の規程・綱領・ガイドライン

本規程のような研究倫理の指針の公表が必須とされる社会的背景、対処すべき不正行為の範囲、不正防止のために必要な配慮などについては、日本学術会議『科学における不正行為とその防止について』（日本学術会議、平成15年6月24日発布）、文部科学省『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて』（文部科学省科学技術・学術審議会、平成18年8月8日発布）、およびこれらの最新情報を参照する。また、本学会では、学際的な研究活動も多いため、関連する他学会、他機関の倫理規程・倫理綱領・行動指針なども尊重する。

附則

(1)平成27年3月7日から施行する。

(2)本規程の改廃は、必要に応じて幹事会で議論し、総会の承認を経て行う。